

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

1 開催日時

令和4年6月17日（金）午後1時30分開議

2 開催場所

第1委員会室

3 会議に付した案件

1 行政区再編協議

- (1) 行政区画等審議会資料について
- (2) 協議会のあり方について

13:30

○高林修委員長 ただいまより行財政改革・大都市制度調査特別委員会を開会いたします。
欠席委員の報告はございません。
座席の指定についてですが、一部委員の方の座席の変更がありますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

市政記者の傍聴についてお諮りをいたします。許可することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、許可をいたします。
一般傍聴人の傍聴について、申出があれば許可することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、申出があれば許可いたします。

13:30

◎前回委員会における協議内容の確認等

13:31

1 行政区再編協議

◎結論

区名の決定方法について、天竜区以外は現行区の名称以外で決めていくという当局の方針を尊重することとし、再編後の地域事情などを十分配慮した上で行政区画等審議会に諮っていくことを依頼しました。

また、協議会のあり方については、会派に持ち帰り、次回改めて協議することとしました。

◎発言内容

(1) 行政区画等審議会資料について

○高林修委員長 それでは、協議事項1、行政区画等審議会資料について、まず当局から資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 配付資料のうち、1つ目、行政区画等審議会資料についてということで、そのタイトルがついた資料を御覧ください。

最初の四角囲みです。諮問事項は、前回の特別委員会のスケジュールでもお示ししたとおり、区の再編、区域と区の名称となります。諮問書には具体的に区域ごとの町字名等も記載いたします。

その下です。1回目は今月下旬を予定しております、審議事項は、まず区域についてとなります。審議の参考資料として、①から③までを提出する予定で、これらは5月の特別委員会です承いただいたものです。①は再編案の決定に関する資料、②、③はパブリックコメントの資料となります。これらを使いまして、区再編案決定までの特別委員会での協議内容を中心に御説明する予定です。また、1回目の審議事項ではありませんけれども、その下の米印となりますが、2回目の審議会に向けまして、区名決定に関する参考資料として、本日の特別委員会の資料を提出し、協議概要も口頭、または資料として提出し、説明したいと思っております。これらを次回の審議の参考としていただく予定です。

それでは、資料1を御覧ください。区名決定の考え方というタイトルのものです。この資料は、協議いただく際のベースとなる考え方をまとめたものです。1の進め方につきましては、2ポツ目、募集方法や条件等については、指定都市移行時を参考に、特別委員会の意見を踏まえ、行政区画等審議会に提案することとします。

2の論点整理です。募集方法や条件等を検討するに当たりまして、論点と考えられるものを記載しております。以下、7点ほど挙げさせてもらっております。

1点目です。区再編は、編入や対等といった法人格を持つ市町村の合併のような法的手続を要しないこと。2点目、A区及びB区は、中、東、西、南、北、浜北の区域を再編し設置するものであり、新たな区の一体感の醸成が必要であること。次に、C区は再編による区域の変更がないこと。次、特別委員会において特に配慮すべき課題として、旧浜松市と合併市町に溝ができないよう、周辺市町の発展や融和などの施策の推進が必要とされたこと。区名は住所や地域の表記として末永く用いられるものであるため、市民に愛されるものとなるよう、広範な市民の意見を聴取する必要があること。行財政改革の観点から、区名変更に伴う経費の軽減を見込むことができる現行区名の可能性を排除すべきでないこと。パブリックコメントでも区名について様々な御意見、思いがあったこと。以上です。

続きまして、A3の資料となりますが、右上に資料2というものがございます。今御説明いたしました資料1に基づきまして、事前に各会派の皆様の考え方をお伺いさせていただき、まとめたものです。

1枚目が、1、区名募集となっております、2枚目が区名投票（アンケート）についてとなっております。一番左が各項目について、左から指定都市移行時の例による場合、以降、各会派の考えとなっております。また、別紙としまして、自由民主党浜松、創造浜松から意見が出ております。

改めて確認ですが、今見ていただきました資料1、資料2、また本日の協議概要を本日の特別委員会に関する資料として行政区画等審議会へ提出してまいります。一番下ですけれども、2回目の審議会は7月中旬を予定しております、審議事項は、区域に係る答申についてと区名の決定方法についてとなります。

説明は以上です。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。

各委員の皆様には、あらかじめ本日の資料について目を通していただいております。区名の決定方法等について会派での検討をお願いしてあります。各会派の検討状況については、先ほどの本日A3の資料で、右上に資料2と書かれているものとなりますが、こちらを基に、まずは各会派の検討状況を発表していただきたいと思っております。

各会派の検討状況を発表、確認しましたら、委員間で討議を行い、本委員会としての意見をまとめていきたいと思っておりますので、議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、基本的に資料2を見ながら、ということでもいいと思っておりますが、自民党浜松からお願いできますか。

○鈴木育男委員 自民党浜松です。それでは、会派の検討結果を発表させていただきます。

なお、資料2を見ていただければ、基本的には分かることですが、まず、募集の対象の区につきましては、A区とB区にするということです。それから、その次の応募資格については、ここに書いていないということは、変更はないということです。それから、募集条件につきましては、現行区を除くという言い方になっておりますが、現行区の名称は含まない。括弧して、現行の町名や地域名などという意味での現行区の名称は含まないと、こういうことでございます。

それから、応募資格、それから募集条件、応募の記載事項、それから応募方法、区名の選考方法については、指定都市移行時の例でよろしいではないかということになりました。

そのことに関する意見と理由を申し上げます。

現行区の名称を応募する、応募しないということで、名称が含まれていることについての理由でございます。B区は、旧浜松市、旧浜北市、旧引佐3町からの再編でありまして、将来にわたり未来を担う子供たちのためにも、これを機に一つの区として融和、醸成を図ることが大切だと思っております。そのためには、これまでの経緯や成り立ちなどに配慮する必要があります。区名に隔たりが生じないように、再編されたA区、B区は、共に新たな新区名としてスタートする以外にはない、する必要があるということです。

それから、C区は単独区として再編はなされていません。C区は再編の上で配慮すべき区として、単独区となった経緯に鑑みる必要があります。また、C区は全国的にブランド力もあり、区名をあえて変える必要は生じないのではないかとということもあります。

また、現行区名が採択された場合、今後、同一区内でのあつれきが生じる可能性に配慮する必要があります。様々な意見でこういったことが出ておりました。

また、公平性を担保していくためには、現行区名にならない配慮をしなければならないのではないかとということです。人口バランスなどで決まる可能性をなくすための公平性ということもあります。それから、行財政改革の観点から、経費の削減は必要ということですが、現行区が採択された場合、それ以外の区民、事業所などの負担が生じることになるため、その点は平等性に欠けるのではないかとという意見がございます。また、生じた負担に対して費用的支援をすることも適切ではないと考えています。それから、特別委員会の意見に加えて、自治連合会や区協議会など、幅広い市民、団体からの意見も大切に審議会へ諮る必要があるということも一言申し添えておきます。

以上が自民党浜松の意見でございます。

○高林修委員長 鈴木委員、ちょっと確認ですけれども、区名投票については、特に記載がないので……。

○鈴木育男委員 これはこのままということです。基本的に会派としてはこのまま。

○高林修委員長 それでは、創造浜松、太田利実保委員。

○太田利実保委員 募集の対象区ですけれども、A、B、C、全体で実施したほうがいいのではないかとことです。それから、応募資格、募集条件、こちらについてはいずれの区についても応募を可として、ただし、漢字とするということにしたいと思います。それから、現行区の名称を応募することについて、条件を付すことで応募の自由度を著しく低下させることになるのではないかと。現行区の名称には、その背景に歴史的な多くの要素が含まれており、重く受け止めるべきで、制限を加えるべきではないのではないかと。あらゆる可能性を排除しないほうがいいのではないかと。ということから、現行区の名称を応募することも可能ということになりました。

それから、応募の記載事項、応募の方法については特に記載していませんので、政令市移行時の例による場合ということです。区名の選考方法についても、政令市移行時の例による場合と同様で、上位3名称に、協議により2名称を加えていくということです。

それから、区名の投票、アンケートについてですけれども、投票条件ということで、区名の募集が他の区についても、居住区以外の他の区についても幅広く意見を寄せていくことができるということにしましたので、それと合わせて投票自体もそうすることが適切ではないかということにさせていただきました。

それから、ワンペーパー、皆さんのところに置かせていただきましたけれども、基本的な考え方としては、こういうことを基に、先ほど申し上げた結果になったということで申し添えておきたいと思いません。

○高林修委員長 太田利実保委員、自民党浜松もワンペーパー全部読みましたので、できれば読んでいただきたいです。

○太田利実保委員 それでは、朗読させていただきます。

新しい区名の選考過程における留意点について、創造浜松です。

名称選考の区名募集に当たり、既存の名称は使用しないという根拠は、不用ないさかひの回避と禍根への配慮と考える。市民の融和という点については理解できる。しかし、募集当初からそのような条件を課すことは、名称応募の自由度を著しく低下させることになる。さらには、固有名称にはその名前がつけられた背景・歴史など多くの要素が含まれ、ただ単なる呼称ではない。そこにあるのは、そこに住む方々のアイデンティティー（帰属意識）の表記であると重く受け止めるべきと考える。そこに、行政が安易な配慮でもって制限を加えることに大きな憂慮を感じる。

ゆえに、区名応募を受けた上での、市民の皆様の区名投票（候補名についての説明）、区名決定におけるプロセス・ルールを明確にすることにより透明性を確保したいと思う。様々な困難が予想されるが、より多くの市民の方々にとって納得感のある選考を願っている。

以上です。

○高林修委員長 それでは、市民クラブ。

○岩田邦泰委員 市民クラブです。

まず、資料の2の1ページ目、アンケートですが、市民クラブは、全て可なのですが、意見をつけさせていただいたという形になっています。なので、A、B、C区でやりたいということですが、区域の変更がないC区と変更のあるA、B区について違いがあっても、それも可と思っています。

それから、応募資格、応募条件、募集条件ですが、これは提案でございますけれども、一つの浜松を目指し、融和を求めるならば、自区域内でなく、他区とのバランスを見て考えることが自然かと思って

います。ですので、A、B、C全ての区名を1セットとして1回のみ応募を受け付けるという形が望ましいのではないかと考えています。

それから、現行区の名称を応募することも可かというところですが、可なのですけれども、やはり先ほど来、自民党さんからも融和であるとか、あつれきはなるべくないほうがいいのではないかと御意見もありましたし、そういったところも含めて、選考基準の中に、例えば「浜松の未来が明るく輝くイメージであること」ですとか、「区内特定の地域でなく、区域全体を網羅するイメージであること」などを明記することでよろしいのではないかと考えています。

それから、応募の記載事項ということですが、当局案では名称の理由が省略可とあったのですが、市民クラブは名称の理由は必須であるべきではないか、ということが書いてございます。

それから、応募の方法ですが、こちらも提案どおり可なのですが、同じ名称を同一人物が何個も書くことができないようにシステムを組む必要があるであろうということで、それからまた、ファクスや郵送のチェック方法、これは人がやらなくてははいけないと思うので、この辺も固める必要が出てくるのではないかと考えてございます。

それから、区名候補選考について、プロセスに関しては問題ないかと思うのですが、ルールの途中変更というのは駄目だろうということで考えています。それから、指定都市移行のときを見る限り、1%以上の募集があったものの最大でも12個ぐらいで、大体五、六個までだったかと思っておりますので、1%以上の応募があったものに関しては全て最終選考に回してもいいのではないかと提案をさせていただきます。

2枚目へ行きましてアンケートです。こちらも基本的には可でございますが、投票の方法、区名の選考に関しては、先ほどの募集と同様のことが書いてございますので、こちらも募集の段階でシステムを組むことと、ルールの途中変更がないようにしていただければと思っております。

○高林修委員長 それでは、公明党。

○松下正行委員 公明党は、区名募集については政令市移行時の例は不可ということで、意見を幾つか言わせていただきます。

まず、募集対象区ですが、ここに書いてあるとおりですが、C区だけ外すということではなくて、特別扱いはしないと、A、B、Cと全て対象とすると、公平公正に広範な市民の意見も、浜松市として一体感も大事であるということでもあります。

それから、募集条件ですけれども、公平公正にするため、1人何点でも応募可能はよくないということで、新しい将来の浜松市を考えて、浜松市一体感を保つために3区それぞれ1点ずつの応募とするということです。

それから、現行区の名称を応募することも可能というところですが、自由で公平公正な募集とするため、こういう文言を記載すべきではないと。現行区名は最初から排除せずに募集をするということになります。

それから、応募の記載事項と応募の方法は可として、最後の区名選考というところでは、募集結果をもって適切な区名が応募数の上位を占める保証はないので、応募数のみで区名候補を決定すべきではないと。区の融和を促すような一体感のある区名とするため、選考段階では新たな区名という視点で、現行区名は候補とすべきではないということです。

それから、アンケートのほうは、現行の政令市移行時の例による場合で可ということでもあります。

○高林修委員長 それでは、日本共産党浜松市議団。

○酒井豊実委員 日本共産党浜松市議団です。

今回の会派の検討は、端的にはそこに書いてある手短な表現であります。全体として再編の可否も含めて、現在の7区の単位で行い、区別の住民投票によって、再編の可否も含め今後の展開についても住民の意思を一人一人から確認し、合意を得るための手続をやっていくべきだという考え方です。前回の委員会でも、新しい再編区への移行時期について早過ぎるという意見を述べましたが、全体として今回の審議についても、もっと丁寧にやって住民合意を図っていき、全て住民投票に付していったらどうだという考え方でございます。

○高林修委員長 酒井委員、私からまずお聞きしたいのは、この区名募集及び区名投票における会派検討をお願いして、そのお答えになる部分はどこですか。

○酒井豊実委員 その検討についても、さらに慎重に考えていくべきだということの流れとして簡単に明記してあります。今ここで結論を出して、直ちにこの方向で展開していくことではなくて、もう少し時間をかけて、審議会を含めて時間をかけてやっていくべきだということでもあります。

○高林修委員長 もう一度お聞きしますが、この再編の可否も含めという文言がありますけれども、この考えは今後も一貫して主張されるのですか。

○酒井豊実委員 今後の特別委員会の協議の進行、それから審議会の進行状況で、どの時点でそれぞれの段階別の結論が得られていくかということも、会派としてまたその時点で改めて協議しながら、その都度、会派の対応をはっきりさせていきたいと、そんなふうに思っているところです。今回はそこまでです。

○高林修委員長 それともう1点、またお聞きしますが、要するに時間を戻して、今まで特別委員会で決定してきたいろいろな事柄についても白紙に戻して、リセットして、もう一度協議をすべきという主張ですか。

○酒井豊実委員 全くそういうことを言っているわけではなく……。

○高林修委員長 そう聞こえますよ。

○酒井豊実委員 パブリックコメントも行われました。それから、区協での説明も行われ、各自治連、区自治連での説明も行われ、それもパブコメに反映されたということですけども、そのパブリックコメントの結果報告というのが、丁寧に区の協議会で行われたということは確認できておりません。それから、単位自治会も交えた区の自治連で、その結果が報告され、意見を聴取したということが確認できておりませんので、手続上、そこには大きな不備がある、そんなふうに認識をしております。その辺は代表質問でも、落合議員がその一端を述べたということでございます。

○関イチロー副委員長 私からも確認をしたいのですけれども、昨年、全員協議会の中で、皆さんに区の再編は必要かどうかということで、必要だという結論に達したかと思えますけど、そのことはどういうふうに受け止めてらっしゃいますか。

○酒井豊実委員 9月議会でのということは、一昨年になりますかね。9月28日……、それについては、議会の議決機関としては適合していないという判断でございますし、そのときの我が会派の態度は、議場から退席をしたということと、その後、各会派の皆さん方に日本共産党の考え方ということでお配りをした内容でございますので、あの時点では、議運の中でも落合議員が申ししたいと思いますけども、これはちょっと認められないという判断でございました。

○関イチロー副委員長 もう1点、先月、3区案についてこの委員会で、それまでの案を取り外し、決定をしましたがけれども、そのことについてはどう理解していらっしゃいますか。

○**酒井豊実委員** 委員会の中での合意結論としてそういう形になったということは理解しておりますが、そのときも意見を述べさせていただきましたけれども、私ども会派としては、単純には認められないという、反対するという考え方でございました。

○**関イチロー副委員長** 委員長と共に、この特別委員会を進行する上において、民主主義的な過程として、少なくともステージがもう変わっているのですよね。そのことについての御協力は得られるのでしょうか。

○**酒井豊実委員** 私も今回の協議会の資料を読ませていただきまして、これは合意できる部分と、もう少し手直しをする部分があるということも個人的には感じつつ参加しておりますので、全体としては特別委員会には参加させていただいて、皆さん方の意見を克明に伺いながら、発言できる範囲内で発言はさせていただきたいと、そんなふうに思っています。

○**関イチロー副委員長** これで最後にします。区の再編も含めて区別の住民投票とするというこの文言は、今のお話からするとかなり乖離しているのではないかという感想を持ちました。これは感想だけです。

○**高林修委員長** 先ほど私も確認しましたが、この「再編の可否も含め区別の住民投票とする」という考え方は一貫していますかということで、恐らく今後もそういうお話はされると思っていますので、今、副委員長がおっしゃったように、もうステージは変わってしまっていて、今後、当委員会で協議する主な内容は、区名の募集とか区名の投票について、あと、区の協議会の在り方についてですので、今後、後戻りをするような発言等、建設的ではない発言をされるようであれば、私の権限で拒否いたしますので、よろしくをお願いします。

それでは、各会派の意見、検討結果が出されましたが、ここからは、委員間討議をしたいと思えます。まず、整理させていただきますと、区名の募集については、募集対象や募集条件、応募方法などへの意見がありまして、区名投票については投票条件や投票方法に関する意見が出ております。方法論については細かい点もいろいろありますが、募集対象と募集条件のうち、現行区の区名を応募することを可とするか、不可とするかというところが論点かと思いますが、ここからは御自由に発言していただいて結構ですので、委員間討議をお願いいたします。

○**稲葉大輔委員** 最初に1点、公明党さんに確認したいです。募集対象区は全てとなりまして、募集条件の中には、現行区名は最初から排除せず募集するとあります。その中の区名の候補選考のところ、選考段階では新たな区名という視点で、現行区名は候補とすべきでないとなっておりますので、これを順番に読んでいくと、C区の天竜区というのは候補に上がってこないということになるのですが、そういう意見でよろしいですか。

○**松下正行委員** そういうことではなくて、最初からC区を外してしまうというのは、民主主義的におかしいと。最初の段階で狭めてしまっているということであり、前の指定都市移行時のやり方でいくと、最初は広くやって、最後の区名選考で絞り込んで3プラス2ということになったというところで、今から想定すると、どういう区名が出てくるか分からないわけですよね。そういう中で、例えば条件で言わせてもらいましたけれども、応募数が多いところを選考の上から3つというやり方もどうかと思います。要は、その区名としてふさわしくない名前が上位に来る可能性もあるわけです。それをしっかり判断して、そこで選考基準で決めていくと。だから、申し訳ないけれど、新しい区名ということであれば、現行区はその段階で外すという考え方です。

○**稲葉大輔委員** 少し質問の意図がずれたのですが、今の考えでいくと、天竜区というのが最終選考

に残る可能性はないという意見でよろしいですか。

○**松下正行委員** いや、そうではないです。

○**稲葉大輔委員** 候補とすべきでないと書いてあるので、それであればこの書き方は違うのではないかという質問です。

○**松下正行委員** だから、ここがちょっと微妙で、全面的に駄目だというと、例えば、天竜区という名称の応募が多くて、もうこれは明らかに天竜区だということでも、そこは配慮しなければいけないかということで、そういう意味合いも含まれていますので、御理解いただければと思います。

○**稲葉大輔委員** 私以外の皆さんが御納得いただければ、それで構いませんけれども、何となく気持ちは分かりますが、ちょっと表記が足りないということで、分かりました。

あと、せっかくなので2点お願いします。

まず、創造浜松さんの文章の中で、これが今回の一番ポイントになると思うのですが、安易な配慮をもって制限を加えるという書かれ方をしましたが、我々自民党でも賛否いろいろあって、かなりいろいろな意見が出た中で、自民党としての懸念材料を乗り越えて今日の検討報告があります。その点において、やはり現行区名を残してしまうと最終的には分断とか、費用負担の不平等とかいろいろ出てくるということはどうしても懸念されるのですが、その点については、創造浜松さんでどういう意見をお持ちなのでしょうか。

○**太田利実保委員** やはり当初は、現行区の名前を使わないほうがいいのではないかという意見が会派の中でも割と大勢を占めていたのですが、入り口の部分でそういったところの条件をつけて排除してしまうということはいかがなものだろうか。なるべく幅広い意見を聞いた中で、最終的に判断していったほうがいいのではないか。それと、現行区の名前を使わないということについて、別紙でつけた資料の中で、従来の地名への配慮というところはどうかということも疑問として出てきたということがありまして、最初の募集段階では、条件をつけずに募集したほうがいいのではないかという結論に至ったという流れで、今回のこの回答とさせていただいたということです。

○**稲葉大輔委員** 皆さんでまた御意見を頂ければと思います。

あと1点だけ、募集条件で、自民党以外は、共産党さんは別ですが、同一区への応募は1点ずつという共通の回答があります。確かに公平性はあるのですが、先ほどの自由度とか幅広くという点でいくと、そこで絞ってしまっているなという意見も感じました。

恐らく、これは行政の仕事なのですが、募集段階でこの選別作業をやると、これはダブっていないのかどうかというチェックに膨大な時間を割かれるのではないかという思いもいたしましたので、ここは我々としては前回同様で、広くたくさん募集してもいいのではないかと考えています。

以上です。意見です。

○**高林修委員長** ほかに各会派の検討結果について御意見は。

○**太田康隆委員** 自民党の意見として先ほど報告されたのは、特に募集条件のところの現行区の名前を応募することも可能かどうかということについて、現行区名は除くということで集約されているのですが、これは会派の全員が一致した意見ではないということです。おおむねということですので、そうではない意見を持っている私として、今日のこの場で発言をしますよということは会派の了解も頂いていまして、それが民主主義の議会の自由な発言ができるということだろうと思いますので、少し発言をさせていただきます。

最終的な区名の募集、それから投票についての行政区画等審議会へどういう決め方の諮問をしていくか

というのは、当局の最終的な専権事項だと私は認識しておりますが、先ほど資料の1として示していただいた論点整理のところにも項目として最後から2番目にも出していただいています、「行財政改革の観点から、区名変更に伴う経費の軽減を見込むことができる現行区名の継続の可能性も排除すべきでない」と明確に言っています。それから、パブリックコメントも、今回本当に丁寧に集めていただいた、回答していただいていると思っています。それに、やはりその区名については、本当の市民の生の様々な声が伝わってきておりますので、特にB区について、区名をどうしてかということについては大変難しい問題があるなという認識をしております。

この特別委員会の中継を毎回注意深く聞いておられる方で、パブコメには出さなかったのだけれども、これだけはぜひ意見として委員会で伝えてもらいたいということがありましたので、元教育関係に携わっていた大変しっかりした方ですけれども、こういうことです。昔のことを知らないというか、もう時代が大分下ってきているものですから、若い議員の皆さんも増えているので、ぜひ発言してもらいたいと。浜北に関してですが、昭和31年4月1日に浜名郡と引佐郡の5つの町村が合併をしました。だから今回、くしくもB区というのは、旧浜名郡と引佐郡が、それから、旧浜松市の都田——どっちに属していたのか、ちょっとそこまでは存じ上げませんが、郡制を敷いていた時代、郡と言えば国ですが、くしくもそういう郡の違う2つの国が合併をしたというのが昭和31年4月1日で、町としては全国で一番大きな町制を敷いて、浜北町というのができます。これは人口5万2500人という全国一の大きな町でした。このとき本当にかんかんがくがくの議論がありまして、5か町村が合併をしたわけですが、市制へ移行するという前提とした合併でした。そして、昭和38年7月1日に浜北市として市制に移行しました。この市の名称については、当時5つぐらいの中から、これも様々な議論があって浜北市を選択してつけた名前なのだと。

この昭和31年から数えて66年、浜北というのは単に浜松の北だというだけではなくて、歴史のある、自分たちとしてはプライドを持った名称だということを強く訴えていらっしゃいました。平成17年、12市町村の合併ですが、これは細かく言いますと3市8町1村ということで、市制を敷いていたのは浜松市、浜北市、天竜市の3市です。今回、様々な区名の決定方法の議論があるわけですが、浜松市は当然、吸収合併ですので残りますし、天竜市も残る可能性が大きいと思います。そうしたときに浜北だけがなくなってよいという乱暴な議論にはしないでほしいと。ぜひ公平に扱ってほしい。天竜が残るのであれば、浜北も残ってしかるべきと、この方は強く私に訴えてきまして、発言させていただきました。

私は、様々な難しい問題があるので、何が大切かというのは、やはり市民の皆さんの声に丁寧に耳を傾けて、できるだけあつれきの少ない決定の仕方とか手続を踏んでいくということが、これから当局がやっていくのか、審議会ですべて決めていくのかは分かりませんが、大切なのではないかと思います。ですので、どういう募集、アンケートの仕方をしていくということも含めて決めていくために、例えば、浜松市は議会と区の協議会を民主主義の基本の柱としているわけですから、区の協議会の皆さんの意見を聞いてみるとか、あるいは自治会連合会、全体の単位自治会が大変であれば、自治会連合会の役員の方々に聞いていく。そういう中で、どういう募集の仕方、決定をしていくのがいいかということを当局が最終的にしっかりと判断していくということが、その手続を踏んでいく、市民の皆さんの意見を聞きながら丁寧にやっていくという、そこの手続、姿勢が大切なのではないかと私は思いますので、そこを強く主張しておきたいと思っております。

○高林修委員長 太田康隆委員、それは御意見ということでとどめておられますか。

○太田康隆委員 意見です。

○高林修委員長 ほかに御意見、または委員間討議、御質疑がある方、御発言ください。

○加茂俊武委員 市民クラブさんと創造浜松さんに聞きますけれども、特に創造浜松さん、不要ないさかい、禍根というのは少し考えていらっしゃるということですが、もしそういったものがあつたときの納得感のある選考というか、解決方法みたいな名案があるのでしょうか。あれば聞かせていただきたいです。

○太田利実保委員 市民クラブさんのここで書かれている選考基準のところの条件ですよね。このところを見させていただいて、こういった方法もあるかなというふうにちょっと思いました。

当初、我々のところも、先ほど申しましたとおり、後々の禍根を残すのではないかと、みんなが気持ちよく、愛される名称でということを見ると、やはり現行区の名称を使わないということも一つ考えるところだよね、ということが話し合われましたけども、先ほど申したとおりの経緯で書かせてもらいました。当然その懸念する事項というのはあると思いますので、市民クラブさんのところは参考にできることもあるなという感想です。

○岩田邦泰委員 今、太田利実保委員が言っていたことであらうなと思っていますけども、結局のところ、どういうものを選んでいきますよという姿勢があるかないかというのは、初めに示しておかなければいけないと思います。後出しで出されたら多分駄目であつて、募集するときに、こういったところを選考していきたいと思つておいておくことによって、例えば現行の区名が特定の地域を網羅するわけではないということに当てはまるのであれば、それは残つてもいいと思つて、もしかしたら、ある人から見れば古くさいと思つても、ほかの人から見れば、将来に向けて明るいイメージがあるよねということであれば、それは残すといったことも可能になると私は思つておるものですから、こういった書き方をさせていただいておるということです。これが妙案かどうかというのはさっぱり分かりません。

○関イチロー副委員長 私どもの文章にも書いてありますように、すんなりと誰もが納得するような落としどころはなかなか難しいのだらうと思います。ここに書いてありますけれども、申し上げたいのは、行政がこれをやってくわけです。行政がやっていく上において、最初に今まで使つていたその地の名前、名称を使つてはいけませんよということと言うこと自体が場合によっては、その地に住んでいらっしゃる方たちを否定しているみたいなのところまでいってしまう可能性を私はおそれています。

それから、今お二人が申されたように、一番大事なことは公明性と透明性なのではないかと思つておるし、それをすることによって、すんなりとはいかないけれども、選考過程においてはしっかりとやってきたのだから、ある程度納得するしかないと思つていただく方も想定としていらっしゃるだらうと。ただ、あそこでああいうことやったとか、ここで曲げられてしまったということは、終わつてみたときに、これはなかなか消えないのではないかという思いがしております。

○加茂俊武委員 分かります。双方もやはりそのとおりであります。そこに住む人たちがその地名がなくなる可能性があるということは、本当に重いと思つておる。なので、先ほど稲葉委員も言いましたけれども、安易な配慮という、安易では決してないということを自民党の考え方としても、これだけは言っておきます。

ただ、結局はこれも条件になると思つておるのですよね。市民クラブさんのこの文言は非常にいいと思つておる。結局これも条件になってしまうので、非常に悩ましいなと思つておる。何かすばらしい、みんなが納得するような何かがあればということでお聞きしましたけれども、やはり難しい問題だということになりますね。それだけ意見で言っておきます。

○高林修委員長 今日の当委員会において区名募集、それから区名投票について、ある程度委員会としてはまとめていきたいと思っています。まだお時間がありますので、ぜひこのところは委員間討議を活発にさせていただきたいと思っています。

○鈴木育男委員 創造浜松さんのこの留意点というのはちょっと見逃しがあって、確かにそういうことですが、この考え方からいくと、結局これはまるっきり二面性の話なのですよね。固有名称にはその名前がつけられた背景、歴史があるよと。帰属意識、アイデンティティーの表記だよということは、それが全部に含まれていればいいのだけれども、片方がそういうものがあるって、片方にはないみたいな話に当然なってしまうということがあるわけですよ。それでなおかつ今度は、Bの区の人口比からいくと、やはり違ってくるのか。例えば考えてみれば旧浜松市の場合だって、中心とその周りと比べたら、中心がやはり一番大きいけれど、人口比からいったら中心のほうが少ないということもあるわけですよ。

だから、言っていることは分かるし、それはそうだよねということなのだけれども、そのひっくり返しになると、アイデンティティーが表現されない、自分の持っているものではないアイデンティティーを表現されてしまったと思う人は、つらいですよ。

だから、そういったことを少なくとも、ガードするという言い方もおかしいし、市民クラブさんの考え方もあるにはあるのだけど、より複雑になってしまって、だから、新しい浜松をもう一度みんなでつくり直そうというのがこの区の再編だと思っているものですから、そういった点から考えれば、皆さんと一緒にスタート台に立って、同じ未来の方向を向いて歩きだしましょうよ、というのであるならば、私は区名についてはそういうふうには考えないほうがいいと思っているし、自民党もそういった方向性の中で話し合いを落ち着いたと、こういうことだと私は思っています。

○高林修委員長 できればまとめてはいきたいと思うのですが、こちらで1つ確認させてもらいたいことがあって、応募の方法ですけれども、市民クラブさんが書いているように、システムを組む必要があるということについては御議論ないですよ。そこだけ確認させてください。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それともう1点は、募集条件の中で、自由民主党浜松以外は、簡単に言うと1人1区につき1点ということをお願いされていますが、これについては、種々考え方があるので、この方法論については当局に任せるといってよろしいでしょうか。御同意いただければ、どなたか異議なしとおっしゃってくれるとありがたいのですけれど。

○岩田邦泰委員 A、B、C全ての組を1セットというのはいちしか言っていないと思うものだから、一応そこだけ話をさせていただきますと、やはりイメージがそろっているものを応募されて、それを選んでいく必要は私はあると思っています。例えば、パンダが双子で生まれた場合に、同じようなランラン、カンカンみたいな名前ですよ。もう一つの考え方として、片方はカンカンを取って片方は花子だったら、おかしな感じだと思うのですよね。だから、やはり3つがそろって美しいという姿を求めるといって私は正しいと思っているものですから、市民クラブはこういうふうには書きました。

先ほど、鈴木育男委員からお話がありましたように、必ず同じセットが生まれるというわけではないものですから、これは選考の中で相当労力かかる可能性はあるとは思っています。ただ、その仕組みづくりのところも考えて、やはりできないというのだったら、それはしょうがないと思いますけれども。一応、そういったところも御検討いただければというお願いを改めてした上で、意見としたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○高林修委員長 改めて私から各会派にお聞きしたいのですが、もう一度、当局の説明のところを見ていただきたいと思います。1回目の行政区画等審議会、6月下旬開催のときには、審議事項はあくまで区域についてということで、①、②、③となっていて、これは今まで当委員会で作された案をそのまま審議会にお見せすると。もう一つ、米印で、2回目の審議会に向けて区名決定に関する参考資料として以下提出ということで、先ほど来の資料1と資料2と、それから自民党浜松の別紙、それから今日提出された創造浜松さんの留意点についてというものを添付して、当局に確認ですけれども、行政区画等審議会へ参考資料として提出するということがよろしいですか。

○区再編推進事業本部副本部長 はい、そのとおりです。

○高林修委員長 そうしますと、今、各会派から出された、特に資料2の1枚目、区名募集に関することについては、この文言については、委員間討議をしてみましたけれども、修正する気はないということになるのですか。委員間討議をした結果、ほかの会派の言うこともっともだとなって、ここは変えますよとか、ということはないのですよねという確認です。要するに、参考資料として出されるものなのでね。そういうことでしょうか。

○区再編推進事業本部副本部長 今想定しているのは、特別委員会に提出した資料ということで、例えばこのままお出しして、これだけだとその真意、当日の議論というのが審議会の皆さんも分からなくなってしまうと思いますので、これに加えて口頭か、間に合えば議事概要と言いますか、こういった意見のやり取りが行われましたというものを付して、セットで審議会に提出できればと思っております。

○高林修委員長 もう一度確認ですけれども、この資料2の1枚目については、要するにこのまま、各会派からこういう意見が出されているということで出すわけですよ。

○区再編推進事業本部副本部長 今の想定は、そのままお出しした上で、協議の内容を一緒につけた上で判断してもらうということで想定はしておりますけれども、例えば今日この特別委員会の扱いの中で資料そのものをもし変更するという扱いであれば、そういうものを出すということももちろんできますので、そう考えております。

○高林修委員長 ということですので、さらにもっと言いたいという方がいらっしゃったらまずお聞きします。

○太田康隆委員 やはり、市民が直接影響を受けることでもありますので、繰り返しになりますが、最終的な方法というのは市民の皆さんの意見を一人でも多く当局できちんと聞いていただいた上で、審議会の議論を深めていただくと。議会の議論が一本に収束する、収れんするというのは、例えば何かの条例案が出てきて、それはきちんとこういう修正をかけてこうしていかななくてはいけないねという目的がはっきりしていますが、この選択というのは、いつの場合も多様な意見があって、本当に難しいことなので、その多様な意見を入り口の段階で議会がこうしたほうがいいのかというふうに閉じてしまうのは、僕はいかがなものかと思えます。まだ、本当に議論の入り口の段階ですので、市民の皆さんも片方で聞きながら、今まで議会が報告会をやってきました、副市長と委員長が出張って行って、報告会を丁寧にやってほしいと我々が言ってきたものですから、丁寧にやっていただいたと思います。でも、それは3区にしていくとか、こういう区割りにしていくとかって、そういうことでしたので、区名のことに限っては、市民の皆様の意見をお聞きするというだけではなかったと思えますので、そこは手続として、私はしっかりやっていただければいいので、したがって、審議会に出す資料が議会の意見として一つに収れんする必要は全くないと思えます。

○松下正行委員 私も今の太田委員と同じ意見でして、これだけ会派がそれぞれ、表現の仕方は違っ

でも同じようなところもあるのですが、多様な意見があるので、ある意味、この資料をそのまま出して、あとはこの特別委員会の協議の内容を口頭なり、説明を補足するという話でしたので、そういう形でいいのではないかと思います。この特別委員会で決める内容であれば、議論して当然収れんして何とか一つにまとめなければと思うのですが、最終的には市が諮問するということでもあるし、決定権は市にあると思っていますので、そういう形の形式でいいのではないかと思います。

○鈴木育男委員 今の意見はそういうことだと思うのですが、だったら議会などでやる必要はないのですよ。ただこんな意見がありましたというだけの話では。だって、考えてくださいよ、委員会の委員としていろいろ協議してきて、平成21年からそういう提案をされて、それからずっとこの話をしてきて、今期になってやっと方向が決まって、それまでのすごい時間とか労力とか、それぞれの人がみんな一生懸命考えて、結局ここまで12年ぐらい議論してきたわけですよ。やっとここまで来て、皆さんの議会の決断で最終的に区の再編はしますと始まって、それでここに来て、区の名前になったら、そんななかなかみんなそれぞれの意見が違うのでどうだよと言って、放り投げてもいいのかという、私はそういうふうを考えてしまいます。

いずれにしても、議会の役割って何だよとなったら、少なくとも市民代表の議会としては、こういう考え方でいますよということを意見として出して行って、その上で行政がその意向の中で行政区画等審議会に伝えて判断を仰ぐと、これが筋ではないかと。それと議会がまとまらなかったから、いろいろな意見があるで、その意見も考えてくれよと行って、そのまま当局、審議会に出せますかという話ですよ。

だから、そういったことも含めて、私はある程度、こういう方向だけこういう意見もありましたなら話は分かります。そうではなくて、これもそうです、これもそうです。これ簡単に言ったら、1、2、3、4、共産党は抜きにして4つの意見を出していくという話ですよ。これをそのまま出していったら、審議の必要は何もないではないですか。議会の中でアンケート取って、その意見を審議会へ回せばいいというだけになってしまうのではないかと私は思います。だから、最後の最後に来て、自分たちの役割を放棄しているような感じが私はしておりますが、いかがでしょうか、皆さん。

○高林修委員長 改めて鈴木育男委員から御発言ありましたが、いかがでしょうか。

○岩田邦泰委員 放棄という言葉がありましたけれども、私は放棄しているつもりはないです。会派でしっかり考えた結果、ここでお話をしているつもりですので。議論を放棄しているというのは、ここに意見を持ってこなかったということであれば、それは放棄だと思います。私たちは放棄していないと、このように思っておりますので、今のお言葉はちょっと納得できないと改めて思うところです。

しかし、先ほど申し上げましたけれども、私たち市民クラブが考えた、これがベストではないかと思ってお願ひするとしても、それはかなわないことも多分あると思うのですよ。この中でいいとこ取りをせざるを得ないと私は思っていて、100%私たちのこの会派の意見が通らない限り、それは認めないという話ではないとも思っていますので、そういった意味では、実際にこれからやっていただくのは当局なものですから、当局がそこを判断しない限り、こちらでまとめたものが当局に渡したら、実はそれはすごく過重がかかるものだったという場合に、誰が責任を取るのですかと私は思うのですよ。なので、決して私は放棄だとは思っていませんし、それに対して今回、意見が4つあったよと。それに対して判断をいただくという流れに関しては間違っていないと認識をしております。

○高林修委員長 先ほど鈴木育男委員がおっしゃったことは、意見は一つに収れんして、参考というか、協議の中でこういう意見もあったよという体がいいのではないかというお話でしたけれども、どちらが先かということもありますが、いろいろな意見があったことについて、各会派の人たちはそれなり

に検討してきていただいて、それなりの理由を持ってらっしゃるとは思いますけれども、いま一度聞きますが、この資料2に書かれてあることについて、会派としてこの委員間討議の中で、ここは少し変えてもいいというのは、最初にいきなり稲葉委員は松下委員に質問しましたがけれども、もしあればおっしゃっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○松下正行委員 指摘された区名候補選考の最後のところを修正してください。上から読み上げると、「募集結果をもって、適切な区名が応募数の上位を占める保証はないので、応募数のみで区名候補を決定すべきではない。区の融和を促すような一体感のある区名とするため、選考段階では、新たな区名という視点で検討する」と。

○高林修委員長 当局、よろしいですか。

○区再編推進事業本部副本部長 はい、承知しました。

○稲葉大輔委員 今の変更もいただいた上で、先ほどプロセス、ルールを明確にしましょうという意見には、市民クラブさん、公明党さんが書いていただいて、当然、我々もこれには賛同するところだと思います。それを踏まえてなのですが、自民党としては、現行区を除くことによって、今までのルールでもいいのではないかという判断をしていて、空欄にしているところがあります。というのは、現行区の名前が上がってきたときに、このプロセス、ルールをどう明確化するかとなると、恐らく数の論理に最後は収れんしてしまう可能性が高いと思うのです。ここに対して非常に懸念をしているところですので、最後は民主主義だから数だよという意見なのか、数ではない選考方法を何か明確にできるのかどうかということに対して意見をいただければと思います。

○岩田邦泰委員 今この場で集約したいということでございますか。

○稲葉大輔委員 数以外の何かルール、プロセスを明確にしたいということです。

○岩田邦泰委員 僕自身は、数は絶対で、少数のものをいきなり上位に持ってくるということは、それは不可能だと思うので、数に関してはある程度は必要かと思っておりますので、入り口のところで、先ほどのイメージのところですね。そういったものを選考するよということの中で、数が多くてもこのイメージに合わないというものは削除していく作業ができると認識しているということで御了解いただければと思います。

○稲葉大輔委員 それは感覚的には非常に分かるのですけれども、それを明確化した文面にはならないような気がするのですよね。その辺をどう表現するか。我々はその辺の曖昧さを排除するためにも、現行区は募集段階で除外したほうが遺恨を残さないだろうと。あるいは選考段階で、結論の出にくい議論を繰り返すようなことにならないのではないかと感じての判断をしているということなんです。

○岩田邦泰委員 おっしゃるように、この先でもめるか、それとも入り口でもめるかというだけの話にもなるのかと思っておりますので、自民党さんの案は、今のうちにその議論を戦わせておいて、後ではもめないようにしたいということかと思っております。ただ、先ほど来話がいろいろ出ているように、様々な意見を初めから排除していいのかということでは感じているものだから、折衷案なので明確にできないのかと言われると、それはつらいのですけれども、今の段階で広く募集はするけれども、イメージはこうですよと言ったほうが、私はしっくりくるような気がして、こういう書き方しかできないところなのですよね。なので、稲葉委員の求める答えにはならないというふうに思っていて、申し訳ないです。

○高林修委員長 稲葉委員、こころ辺でいいですか。

恐らくこの資料を出したときに、審議会の委員からはこれはどういうことときっと聞かれるので。そ

こは当局が岩田委員の意を酌んできちっと説明してください。

○関イチロー副委員長 平成18年のときの区名を決定するという事について調べてもらいました。御承知のとおり、中区以外が一番上位のものがそのまま名称になったのですけれども、中区の場合には2番目だった中区という名前が採用されたということで、実はそのときの特別委員会で、中央区より中区のほうがいいのではないかとこの配慮をお願いしたいということ、審議会に申し入れているという経過があります。その前提として、今、中央という地域がありますが、あそこの名称をつけるときに市民の方のいろいろな御意見があつて、聴聞をしました。最終的には中央という名前がいいだろうということがあつて、これは区の名称とは関係ない議論でしたけれども、やはりその名前を冠した区の名前をつけるのはどんなものだろうというような特別委員会で判断があつたのではないかと。それを契機に、特別委員会で2回にわたつて議論をされたということがあります。

そうやって考えてみると、審議会というのはただ上がってきたものを右から左にいいですよというところではなくて、こういう考えとこういう考えがありますけどというような中で、言ってみれば諮問機関なわけですから、中立な立場で、こういう方法のほうがいいのではないのでしょうかというような判断を頂けるところがあるのだらうと。それをさっき言っていた出口と入り口という話ではなくて、いろいろな御意見を頂いた中で、それから上位3つだけではなくて、二人称のところの部分も含めましようというところからいけば、それらの中でどれが住民の方たちの思いも含めてある程度判断をしていただけるかというようなことが、最終的には当局と審議会委員の方との間で行われる。言ってみれば、ぽーんと突きつけて、それで終わりではなくて、例えばこういう方の意見を聞きたいとか、そういう聴聞も行われると聞いておりますので、そういう意味からいくと、後のほうにそういう機会を設けていただけないかと思っております。

○稲葉大輔委員 今の関副委員長のお話も伺つた上で個人的な意見ですけども、現行区を仮に募集対象とした場合に、区名候補選考のときに、過去の上位3つプラス2というような選考基準は変えるべきだと思つていて、あくまで数は参考ということにして、先ほどの話とは逆になるのですが、プロセスやルールは明確にしないと、そこはあくまで審議会の熟慮の中で5つなら5つ、10個なら10個を候補として上げるというふうにしたほうが、数で押し切られるようなことがなくなるのではないかと思います。

一方、追加で懸念するのは、これからウェブやデジタル電子メールの応募が以前に比べ圧倒的に多くなることが予想されるので、不必要なはずらとか、いろいろな投票行動みたいなことも懸念されますので、やはり数というのは、募集段階ではあまり重要視すべきではないと思つています。仮に現行区を除かない、対象とするような方向になるのであれば、そこは十分に配慮いただきたいと思つています。これは個人的な意見です。

○高林修委員長 稲葉委員は、個人的とおっしゃつていましたけれども、なかなかいい意見だと思つていますが、ほかの委員の方はいかがですか。懸念するのは、要するに一体感の醸成が必要であるという論点整理をしている中で、予想される状況が結局、それにつながらないということ、非常に懸念しているわけです。だから、そのための何というか、それを回避する方法論として、稲葉委員のお考えもあるというふうに私も思つています。

○岩田邦泰委員 なので、数の話は確かにそう、だから、自民党さんのところで応募条件の中に何点でも可というのはオーケーとなつていたところも、ではそういったときにどうするのだらうと逆に思つていたところはあつたのですよ。僕らは、1人1回ですという話になつてはいるけれども、自民党さん

は1人何点でも応募可のところはオーケーという形になっているものだから。

[「同じものをたくさんではないですから、数、種類をたくさんですから」と呼ぶ者あり]

○**岩田邦泰委員** 分かりました。ということであれば、今言った話も理解はできるのかなと改めて思いました。

○**高林修委員長** 今の稲葉委員の発言に対して、創造浜松さんはいかがですか。特にコメントないですか。

○**太田利実保委員** そうですね、私のところでは、同一区名の応募は1点ということで、数を区切ってやらせていただいたのですけれども、何点でもというよりも、その方が考え抜いて一番いいものを出すべきではないかという、そういうところからこの1点という制限をさせていただきました。特に、いろいろな投票の仕方があるので、不正をチェックするような仕組みというのも必要だなというところと、そうですね……、数については、当然民主主義なので、数の多さというのもある程度必要だろうということもありますので、選考に当たっては上位3つプラスアルファで2ないし3とか、そんなところの選考基準というのが適切かとは思っています。

○**高林修委員長** 対外的には説明はしやすいですけどね。分かりました。

ほかに御意見がないようでしたら、先ほども確認しましたが、資料2については、皆さんとにかく変更する気はなく、ほかの会派の考え方にあまり寄り添わないような御意見……。

○**岩田邦泰委員** いやいや、そういう話ではなくて、結局、みんな意見があって真面目に考えてきたよということで、さっきも言いましたけれども、当局のやりやすい形であれば、例えば市民クラブの意見が全く通ってなかったとしても、結果、その方法しかできなかったのだと思えば、私は納得をしようと思っているので。この場ではなくて、やはり当局が、できる、できないは判断してもらいつつ、審議会でどんなやり方がいいのかを決めてもらうことが、一番望ましいのではないかと。ただ、ここで何の意見もなかったけれども、さあ考えてという話ではなくて、今回これだけ意見が出たものだから、その中で当局の考えと、それから審議会の受け取りの結果、何遍にもなりますが、市民クラブの案が全部駄目という話でも、それは構わないと思っています。だから、歩み寄りができないとか、そういう話ではないです。

○**高林修委員長** 歩み寄りという言葉にちょっと反応されてしまいましたが、一応論点をはっきりさせますが、区名の募集に際して現行区名の取扱いについては、区域が変わるA区、B区については現行区名などを認めないとする考え方と、応募する区名には制限を設けないが、条件やルールは明記するという、おおむねこういう2つの考え方がこの段階ではありましたよね。先ほども松下委員も岩田委員も、それから、太田利実保委員もおっしゃっていたことから、当局の考え方を第一とするというお話もありました。

そういうお話になると、ここは当局のお考えを聞くしかないかと思いますが、自民党の皆さんはそれでまずはよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○**高林修委員長** 鈴木委員には不承知かもしれないけど。いいですか。

○**鈴木育男委員** いいですよ、もちろん。

○**高林修委員長** それでは、いろいろと委員間討議をしましたけれども意見の一致がなかなか見られませんので、ここは山名副市長から、区名の決定等に関する方向性ということで御発言を願いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○山名副市長 様々な観点から御意見、御協議をいただきまして、本当にありがとうございます。それぞれの委員の皆様のおっしゃるとおり、この問題は本当に非常に難しい、私たちも頭を痛めているところでございます。

高林委員長からございました、やはり一番大きな論点になっているのは、現行区の扱いについてなのかとは思っております。私どもといたしましては、この区名の決定につきましては、区域が変わる区において、それぞれ会派からの御意見の中にもございましたが、分断が生じるようなことがあってはならないと、断じてならないと考えております。ましてや一つの浜松として、融和をしっかりと図っていく、まとまっていくような、そういう環境をつくっていくことが何よりも優先される、何よりも大切なものだというので考えております。そのためにどういうことができ得る最善の方法かを図っていく必要があるのかと思っております。

こうした皆様の御意見を頂いておりますと、方向性といたしましては、そうした融和という観点でいきますと、現行区の名称以外で決めていったほうが一つの浜松として融和を図るためにはいいのかと、有効なのかと今のところ考えているところでございます。これまでも、この区の再編の協議については議会と二人三脚で進めさせていただいたところでございますので、委員の皆様のご意見を重く受け止めて、決定に際してはしっかりと未来を志向していくことが本当に大切なことだという思いの中で、行政区画等審議会に臨んでいきたいと思っております。

また、意見の中にも多くの市民の声をということがありましたけれども、まずは御承認いただきました区の再編の決定と来年2月までのスケジュールというのがございますので、そうしたスケジュールの中で、これから進めていくわけですが、この区名の募集についても、自治会連合会の役員の皆様ですとか、区の協議会の会長の皆様等の御意見も伺う中で、しっかりとまとめていきたいと思っております。

当局としては以上でございます。

○高林修委員長 当局、山名副市長の御意見は皆様お聞きのとおりでございますが、委員会としては、やはり当局の考え方を尊重すべきと思っております。

私から一言、当局にお願いしたいことがありますので、お聞き願いたいと思っておりますが、今日やってきました再編後の区名については、今までも7区の自治会連合会とか区の協議会への説明会、それからパブリックコメントを通じて、本当に様々な御意見を頂いており、正直、頭が痛いところなのですが、その最終決定に当たっては、区再編に至る経緯、それから住民感情、また、再編後の地域事情などを十分配慮していただきたいと思っております。特に申し上げたいことは、区名決定の考え方として、最初に示していただいた政令指定都市移行時を参考とすることについては、異論はありませんけれども、やはり区名の募集とか区名投票、アンケートの実施に当たっては、多くの市民の賛同を頂くことが必要であると思っております。ただ、一番大事なのは、やはり未来志向の中で、区再編後の浜松の一体感。それから、区域が変わる区の融和、これはイメージしてください。それから同様にイメージしていただきたいのが、区域内に不協和音は生まないこと。それから、住民感情にしこりを残さないこと。今言った4つはほぼ同様なことを言っているつもりでございますけれども、そういうことを十分配慮した上で、区名の募集方法や条件については考え方をしっかり整理していただいて、行政区画等審議会に諮っていただくことをお願いいたします。

先ほど来、何度も確認していますが、この資料1と2については、説明の参考資料として審議会に出されますけれども、様々な意見があったということは、全て拾っていただいて、お示しいただくことが大事だと思っておりますので、本部長、副本部長、そこのところよろしく申し上げます。

それでは、収れんはできなかつたのですけれども、本特別委員会の意見として、先ほど申し上げたことが当委員会の意見ということでお聞き及びいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、重ねて申し上げますが、当局の皆様は、意見を十分に聞き留めた上で、行政区画等審議会に臨んでいただきますようお願いいたします。

(2) 協議会のあり方について

○高林修委員長 続きまして、協議事項2、協議会のあり方について、当局から資料の説明をお願いいたします。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 資料は、特別委員会協議事項（協議会のあり方）についてというところからになります。

まず1の協議のスケジュールです。この表、上段と下段に分かれておりますが、上段が条例・規則で決定すべき事項の確認ということになっております。下段がそれ以下、規則やマニュアル等で定める運用事項の確認ということになっております。それぞれについて、右側に進んでいく形で、特別委員会での協議、それから区自治会連合会、区協議会会長からの意見聴取、そして特別委員会での決定というような流れを説明している表になります。それぞれに1、2、3、4と縦に番号をつけてございますので、それに従って少し説明いたします。

まず1、条例、規則で定める事項や内容の確認ということで、これは協議会について様々な取決めをしていく中で、条例で基本的に決めていく必要がどれであるのかということを確認にして、そこに論点を絞って先行して条例の部分を進めていきたいということで、こういった書き方をしております。

この後、説明申し上げますが、今日の6月17日、①のところの特別委員会でお示しをしまして、それを7月の特別委員会の中でまた協議を進めていただきたいというところがまずあります。その間、6月の間に区連・区協議会会長の御意見も伺いながら、特別委員会としては、項目については8月には御承をいただきたいと考えております。

1つ下の段の2に行きまして、条例の文案を具体的に作成しまして、9月にお示しをして、そしてまた地域の声を10月にまず区連、区協議会会長の意見を先に伺った後に、特別委員会として10月に決定いただきたいと考えております。この10月というのは、2月議会へ条例を上げていくことについての内部的なりミットということで、これを逆算してスケジュールをつくっているというところになります。

それから、表の下にあります運用事項の確認については、規則や要綱、マニュアル等で定めていくものになりますので、このあたりは、10月が過ぎてからでもスケジュール的には十分間に合いますということで、11月から1月ということ、それから2月以降ということをお示ししております。

それを横に並べたものがその下の表になりますが、ここにあります①から⑥までのもの、これが上の表の中の①から⑥までに対応しているものになります。

本日は6月17日の協議事項ということで、条例の構成について御説明を申し上げます。区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項ということで、1枚目にインデックス的に並べているところがございます。

区協議会の設置に関する条例の主な規定事項ということで、上段1に条例、それから下に2として規則のところは例示を少し並べて、これ以外にもいろいろ決めていくところがあるというところを示しております。

今考えている条例の構成としましては、まず、(1)総則ということで、区協議会の総則的な部分を

まとめまして、そしてその中に（２）１層目、それから中段あたりに（３）２層目というのがありますが、こういった条例の構成をしようと考えております。詳細については、次のページからになります。

区協議会の設置に関する条例等の主な事項についてということで、まず１つ目、１、条例、（１）総則というところで、総則の中では、大きく概念的にこのような１から４までの事項について、そこに書かれているような内容を決めていく条文をつくっていくという構成を考えております。

まず、ナンバー１の区協議会の設置ということですが、これは地方自治法の中で252条の20第7項、区協議会について、あるいは附属機関ということで138条の4であったとしても、条例で附属機関を定める必要があるということですので、この取決めは条例に記載することがマストということになります。

それから、その中で協議会の定数、組織、運営などに関しては条例で定めるということが基本となっておりますので、１から４までの部分、この辺については条例の中で決めていくのを基本と考えております。

そうしますと、ナンバー４のところでは、区協議会の名称、構成ということで、名称、それから構成、当然そのエリアというようなことも決めていく必要が出てまいります。これが総則の部分になります。

また、裏面、（２）１層目が左側から右側まで、ナンバー１からナンバー８まで並んでおります。条例の中で規定しますので、大きくフレームのような部分になってまいりますけれども、１層目の名称や定数をナンバー１に記載しています。ナンバー２には１層目の委員の選任、ナンバー３には１層目の委員の任期、こういった形の取決めをしていくということになります。

この中で一番焦点になりそうところが右のページのナンバー６、１層目の権限ということで、これは現行の条例の中で権限ということになっておりますが、これからつくっていく条例の中では、１、１層目の権限、それから２、１層目の責務、３、１層目に対する市の責務というものを分けて考えていく必要があろうかと思っております。あと、７、８についてはそれぞれの会の庶務的なところが取決めされるということになります。

（３）の２層目についても、今の１層目とほぼ同様の決め方をするというので、ナンバー１からナンバー８まで記載があります。左側の１から５までは会の構成に関するところ、そしてナンバー６に２層目の権限、２層目の責務、それに対する市の責務ということを取決めていきます。この権限、責務の中で、１層目と２層目の関係性を明らかにしていく必要がありますし、そこに対して市の説明する責任であったり、受け止める責任というものを明確にしていくということを考えております。７、８については、これも庶務的なところになります。

それから、最後のページに規則以下ということで、これは例示という形で捉えていただきたいのですが、規則の中ではこういった事務的な部分を決めていくものということで示しております。条例の中で委員の選任について規定をして、規則の中では委員の選任の具体的な方法というものを示していったりというようなところになってまいります。

それから、本日、参考として現行の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例と、同施行規則を添付してございます。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。

ただいまの説明内容について、まず質疑のある方、御発言を願います。一見しては、なかなか難しいかもしれませんが、今ぱっと見て何かあれば。

○関イチロー副委員長 １点だけ、最初に御説明いただいた特別委員会協議事項で、１の協議スケジ

ジュールの上の表ですけれども、1と3のところに規則というのが両方あるのですが、これはどういうことでしょうか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 1の部分では、条例で決めること、それと規則で決めることという仕分をするというイメージで両方書かせていただいております。そして仕分をした上で、中身を決めていくのは、規則の部分については3で決めていきたいというような意味で記載してございます。

○関イテロ一副委員長 そうすると、下の表の中の①協議会のあり方で、上のほうは条例、規則、下のほうは運用事項ということになっていきますけれども、上と下の表は関連がないのですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 表の中で条例、規則で決定すべき事項の確認は、条例で決定すべき事項と規則で決定すべき事項を確認していて、規則というのは運用のほうの中で細かいものは決めていくというように見ていただくと幸いです。

○関イテロ一副委員長 分かったような、分からないような。ぶっちゃけた言い方をすると、上の表の3の規則というのが要らないような気もするのですが、意見です。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） より明確にするということであれば、1の条例、規則のところの規則というのはないほうが、明確であると思います。すみません。

○高林修委員長 ほかに質疑のある方。

○加茂俊武委員 特別委員会協議事項のスケジュールの6月、区連・区協会、地区協会長への意見聴取というのは、この資料を持って行って、これを説明しながらもう意見聴取をするということですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 委員会の資料として、公式なものにこの時点ではなるかと思っておりますので、そういったつもりで想定をしております。

○加茂俊武委員 委員長、委員会でこの1層目、2層目という議論がまだしていないと思うのですが、この辺はどういう形で意見聴取へ持っていくのですか。これは委員会の意見ではなくて、当局が自由に勝手に……、勝手にと言うと語弊があるけれども、どういう意見聴取を考えているのか、ちょっとイメージが全然湧かないのですけれども。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 別紙のページ番号1、最下段のナンバー4を御覧いただきたいと思うのですが、こちらには当局案として、A区協議会、1層目、2層目には中・東・西・南というふうに記載はありますが、あくまで当局案ということですが、ただ、条例の中ではこういうことを具体的に決める必要がありますということを示しております、例えば、6から16の2層目をというお話もございましたので、これが16であれば、ここに16の地域の名称と、そのエリアが載っていく、あるいは50であれば50の名称とエリアが載っていくという、そういう条例のつくりをしますという、あくまでそういう資料として使わせていただきます。

○加茂俊武委員 それを言われて初めて納得できるので、その話をやはりまず事前に説明会でも言うべきことだと思います。

権限とかこういう責務についても、まずここである程度もんでから、その辺はどういう……、委員会はどういう立場でこれを認めて意見聴取していくのですか。

○高林修委員長 これはあくまで意見聴取なので、こういう意見がありましたということ参考にして、7月、8月の決定に至ればいいと思っていますので、このところについては、区名募集などとは違って、委員会が決めていくと思っています。

ということは、確認するけれど、②の8月の決定というのは、ここで決定っていうことになる、1

層目が3ということまで決定するということですよ、この決定というのは。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 条例に記載すべき事項ということになるので、そこまで決めていただけたと思います。

○高林修委員長 ということですね。

○稲葉大輔委員 今の意見を伺った上で、この資料に対しては異議があります。この資料でいくと、1層目が3つ、2層目が7つという当局案をお願いしたいというような意見聴取になるのではないかと思いますので、あくまでこの協議は全くしておりませんので、きちんとその可能性があるということを明記した資料として配付、意見聴取をしてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高林修委員長 今の稲葉委員の発言について、市民部長、何かありますか。

○市民部長 全くの当局案でつくったということではなく、あくまでも区の再編案として記載されている内容に従って、こうしたものを仕立てていくとこんな形になりますという意味合いでの資料というふうに御認識いただければと思います。

○高林修委員長 稲葉委員、今のところの区連と区の協議会の会長の意見聴取の場合には、私も出るとつもりでいますので、そこはちゃんと言うつもりです。

○稲葉大輔委員 出ていただくのは大変ありがたいのですが、このスケジュールでいくと8月までに決定なのですよね。我々が今まで聞いていたスケジュールは、10月の④までに決定と思っていましたので、十分なキャッチボールができた上で納得した協議会の形とか数とかということをやれると思っていたのですが、この形でいくと、もう8月に決定ということは、10月は文面訂正だけという答えでありましたので、そこに対して十分なやり取りが委員会の中、そして区連や区協とのキャッチボールができるとは思えないので、より詳しい可能性というのを示した上で、投げさせていただきたいというのが意見です。

○市民部長 スケジュールとして資料をお示ししているということでございますけれども、当局としてこれではがちがちのコンプリートのスケジュールということではないということは、改めて補足をさせていただきたいと思います。当然、区の協議会の協議については、条件付で再編案が決まっているということは十分承知をしておりますので、その協議会のあり方については特別委員会で十分な協議を経ていくということは我々としても、そこは当然必要なことだと思っております。

その結果、②の8月のところが多少ずれ込んでしまうこともあろうかと思っておりますので、最低限、④の10月のところまでに条例案として仕立て上げられれば、そこは若干のスケジュールの前後というのは十分あり得ると考えております。

○稲葉大輔委員 そのスケジュールで了解しましたので、そこにお尻を持っていけるということであれば、ぜひ1回目の提示は6月ではなくて、7月の特別委員会の協議の後に資料を再編して出していただければと思います。いかがでしょうか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） それは区連・区協議会会長への6月と書かれている部分を7月の特別委員会の協議後にということによろしいでしょうか。

○稲葉大輔委員 私としては、もんだ委員会の意見を一緒に持っていったほうがいいのかと思います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 資料を提示しての説明というのは、そういった形でやっていきたいと思います。御意見を伺うということは、口頭等でもよろしいでしょうか。

○稲葉大輔委員 それは別に制約するものはないです。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 承知いたしました。

○高林修委員長 今のスケジュールに関連するのだけれど、2の条例文案の確認のところの区連・区協議会の会長の意見聴取に10月と書いてありますが、これについて、僕は9月にしてもらいたいなど、そう思っています。特別委員会で10月に決定するのに、その前に意見聴取の場を持ってもらいたいなど。これは私の要望ですので、ここは後で調整はしましょう。

ただ、区協議会の在り方については、諮問するのは11月と決まっていますので、ここはもうスケジュールは決まっていることなので、特別委員会での決定は10月ということについては変えられないと思っていますので、よろしくお願いします。

○酒井豊実委員 協議スケジュールの中で、区連・区協会長ということで明記してありますので、これは1人ずつお二人ですよね。ですから、区連の全体ではなく、区の協議会の正式の会議の場でもないということだろうと思ひまして、できれば、6月の区の協議会であるとか、区の自治連の全体の役員さんとか、そういう平場で意見を求めるということがないと、区の協議会の会長さんもなかなか単独では意見が出しにくいのではないかと、そんなふうにも思ったりするのですが、この6月の区の協議会、取りあえずそこには何も素案的なものはないという認識でいいですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 区協議会の会長さんには、区協の皆様の御意見も伺って、それをまとめた……、正式に何か形としてというわけではございませんけれども、御意見を伺った上で、意見聴取というところに臨んでいただきたいということはお伝えしておりますので、一定の意見はまとまったものが出てきているものと認識して進めていこうと考えております。

○酒井豊実委員 確認ですが、そうしますと、今の課長の話だと、会長さんと意見聴取をいつやるかは存じませんが、今後の数日間の中で区の協議会の皆さんの意見聴取等、それをやるだろうという想定でしょうか。やはり正式の会議の中できっちり意見を聴取する、それを会長さんが取りまとめると、そのほうが筋だろうと思うし、手続上は透明性があると、そんなふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○高林修委員長 当局の考え方を述べてくだされば結構です。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 区協議会の議事とするということは、当局からの諮問とか協議とかという形になるのがオフィシャルなものであると思うのですが、そういったところとは別の部分で、区協議会の会長さんとして、協議会の委員さんともう少し自由な意見交換、あるいはふだん感じていることをお話しさせていただきたいということの意見聴取をしていこうと考えております。

○酒井豊実委員 今、課長おっしゃられたような含みも持って6月の区協議会であり、あるいは区連、自治連の役員会なりを今後運営する、あるいはしてもらいたいという、そういう中身として確認しましたが、いいですか。

○高林修委員長 市民部長、そこを明確に答えてくだされば結構ですから。どう考えているか。

○市民部長 確かに、酒井委員がおっしゃる意見も、そうしたやり方というものもあるとは思っておりますけれども、1点、そうした会議体が非常に大きくなって説明する方々が多くなっていくということになりますと、先ほど稲葉委員が御指摘されたような、この資料についてはそういう意味ではたたき台として、再編案に沿った形で当局がこういう形がありますということでお示しをするものでございますので、そのところの要するにエクスキューズと言うのでしょうか、前置きのところをしっかりと御認識していただいた上でこの資料を見ていただく。それで御説明をし、意見をさせていただくということは、非常に重要なことになってまいります。これが要するに規模が大きくなればなるほど、そのところの御

認識を皆さんの共通理解として得られるかどうかというところは非常に懸念されるところでございまして、したがって、この案が3区の協議会をつくっていくのだという形で決定されたというふうに認識をされるおそれが大きくなるかと考えております。あくまでも区連の会長、区協議会の会長にお話を伺うということを用意する中で、こんなことをやりますということで前もって説明というか、意見交換の趣旨はお伝えをしておりますので、それぞれの会長でございまして、そこはオフィシャルかオフィシャルではないかということにかかわらず、それぞれお考えをいただいた中で会長の御意見を頂けるのであれば、まず意見交換としてはそれでよいのではないかと考えております。

○酒井豊実委員 当局としてはいいのではないかとということでしょうけれども、やはりスピード感が先行して、ここでもう一步、区の協議会が存在しているわけですし、区連の会長さんそれぞれいらっしゃるわけですから、やはりまず平場に出す、そして意見をそれぞれ持ち帰るというプロセスは、どうしても民主主義の基本だろうと思うのですね。それは、やはりやらなければいけないのではないのでしょうか。

○高林修委員長 それは意見ですね。

○酒井豊実委員 はい。

○高林修委員長 ほかに、この協議会のあり方について。

○松下正行委員 確認ですけれども、この運用事項の確認の4番で、その他特別委員会にて決定すべき事項がある場合と書いてあるのですが、これは何かあるという想定なのですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 特にこれであろうという決めに想定しているものはありませんが、マニュアル等であっても、これは必ず載せていくべきだというような御意見があれば、そういったものをリストアップして今後に使っていくということで考えております。

○松下正行委員 下の表でいくと、この⑥が1月ということで、2月はもう条例議決ということになるので、上の表は残したとしても、例えば下の表の2月の網かけは、私は要らないと思うのですね。2月に条例議決に向けて①からやっていく話で、この2月の網かけがあることによって、ずれる可能性があると思われるので、ここはしっかりしてもらって、上の表だけは残して、下の表の網かけ、令和5年2月という表自体も要らないと思うのですけれども、協議する内容があれば、それはそれでやるということで、上の表にとどめておいたほうが、この表を見ると、何かずれ込んでいいみたくに見られてしまうという危惧があるので、そうしてもらえればと思いますが、どうでしょうか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 令和5年2月の網かけにつきましては、ここまでにもう議論が全て終わっているという意味合いではなくて、2月以降もまだ条例や規則や、そういったものではない事務処理のマニュアルであったり、そういったところで決めて記載していく事項がこの後も継続していきますよという意味合いで塗っているものでありますが、今、松下委員がおっしゃったように、まずは一旦ここで⑥の1月までをしっかりと終わらすのだということを明確にするために、表示として網かけを消すということで対応させていただきたいと思っております。

○高林修委員長 よろしいですか。そのときになってみないと僕もよく分かりませんが、条例議決は月で言うと3月ですよ。だから、何ていったらいいのか、画竜点睛を欠かないようにということもあるのでしょうか。

○加茂俊武委員 運用事項というのは、別にどんどん議論していけばと思うし、逆に言えばそれは市民のためだと思うので、僕は当局の案でいいと思います。条例だっってもお尻は決まっていることで、運用についてはどんどん議論してもいいのではないかと思います。

○松下正行委員 イメージになるのですが、下の表のイメージだけであると、何か延びてもいいみたいになっている。上はそのまま残してもらって、下だけは網掛けを外したほうがいいのか、そういう意見です。お任せします。

○高林修委員長 感覚の問題ですので。

さっきの区連と区の協議会の会長の意見聴取については、僕は当局の理由は最もだと思いますよ、酒井委員。このところで、あまり詳しいことを持っていても仕方がないだろうし、何か決まったようなこと……、最終的には区の協議会のあり方については区の協議会に諮問するわけだから、そこまでに何回か丁寧な説明をすればいいと思っています。

ちょうど2時間がたちましたので、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○山名副市長 先ほど私、審議会のところで、当局の方針、方向性について御意見をさせていただきました。その中で、C区についてですが現行区名を継続するということです。

○高林修委員長 それでは、取りあえず今日のところは、ここで質疑・意見は打切りにさせていただきます。

それでは、本件につきまして、協議会のあり方——スケジュールも含めてですけど、については会派に持ち帰ってもう一度確認してください。改めて次回、協議したいと思っています。それで、あえて現行の条例、規則を参考としてつけましたので、これとよく比較検討してもらえばと思います。次の委員会でこれの可否を問うわけではありませんので。

それでは、本日の協議事項は一通り終了いたしました。次回の委員会につきましては、既に御案内のとおり、国の施策及び予算に関する提案、通称白本について御協議いただくため、6月29日の水曜日午後1時半から開催を予定しています。白本についてのみ協議いたしますので、よろしくお願いします。

なお、行政区再編の協議事項となっています区の名称、協議会のあり方につきましては、また追って連絡いたします。

以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:32